

## 博士論文審査手当及び入試手当支給基準

平成17年 1月27日学長裁定  
平成17年11月15日一部改正  
平成18年 1月 6日一部改正  
平成18年 6月 5日一部改正  
平成19年 9月27日一部改正  
平成21年 4月 1日一部改正  
平成24年12月11日一部改正

国立大学法人岡山大学職員給与規則第18条の14（博士論文審査手当）第2項及び第18条の15（入試手当）第2項に定める博士論文審査手当及び入試手当は、この基準により支給する。

- 1 博士論文審査手当の額は、1件につき、審査委員数により、次の各号に掲げる額とする。
  - 一 審査委員3名の場合 主査12,000円、主査以外8,000円
  - 二 審査委員4名の場合 主査9,000円、主査以外6,000円
  - 三 審査委員5名の場合 主査7,500円、主査以外5,000円
  - 四 審査委員6名以上の場合 別に定める。
  
- 2 入試手当（附属学校の入学者選抜試験に係るものを除く。）の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、個別学力試験の2次募集に係るものについては、半額とする。
  - 一 個別学力試験（次号に掲げるものを除く。）の問題作成委員の業務 1件当たり40,000円（委員長は、60,000円）
  - 二 個別学力試験の体育実技、音楽実技、美術実技及び小論文の問題作成委員の業務 1件当たり10,000円（委員長は、15,000円）
  - 三 個別学力試験問題と高等学校学習指導要領との点検業務 1件当たり10,000円
  - 四 個別学力試験の採点委員、口述試験委員及び面接委員の業務 1日当たり5,000円（関係業務従事時間が4時間未満の場合は、1,500円）
  - 五 専門高校・総合学科卒業生入試、特別入試（推薦入学、帰国子女、社会人、私費外国人留学生）及びアドミッション・オフィス入試並びに特別支援教育特別専攻科の入学者選抜試験の問題作成、採点、口述試験及び面接試験の業務 選抜種別を単位として1回3,000円（関係業務従事時間が4時間未満の場合は、1,500円）
  - 六 大学院及び養護教諭特別別科の入学者選抜試験の業務 選抜種別を単位として問題作成及び採点の業務にあつては1回8,000円、口述試験及び面接試験の業務にあつては1回3,000円、ただし、同一の選抜種別を単位として双方の業務を行った場合にあつては、口述試験及び面接試験の業務に係る手当は支給しない。

七 大学入試センター試験（法科大学院適性試験を含む。以下「センター試験」という。）の業務（試験当日の業務に限る。） 1日当たり12,000円（ただし、「地理歴史、公民」又は「理科」の監督補助者のみを行う者にとっては6,000円、「英語【リスニング】」監督補助者のみを行う者にとっては4,000円）

3 附属学校の入学者選抜試験に係る入試手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 問題作成委員の業務 1件当たり

附属小学校 15,000円（委員長は、23,000円）

附属中学校 20,000円（委員長は、30,000円）

二 実技及び作文の問題作成委員の業務 1件当たり

附属小学校 4,000円（委員長は、6,000円）

附属中学校 5,000円（委員長は、8,000円）

三 採点又は面接の業務 1日当たり

附属小学校 3,000円（関係業務従事時間が4時間未満の場合は、1,500円）

附属中学校 3,000円（関係業務従事時間が4時間未満の場合は、1,500円）

四 附属幼稚園及び附属特別支援学校の入学者選抜業務

観察、面接、検査及び試験のうち2以上の業務を行った場合 15,000円

4 学部、大学院等の入学者選抜試験及びセンター試験は、大学教職員本来の業務と位置づけ、休日に実施する場合は振替等により勤務時間を適正に管理し、原則として超過勤務手当の支給対象とはしない。

5 この基準は、平成24年12月11日から施行する。